

地方税電子申告等に係る A S P サービス提供・運用業務仕様書

令和6年 月 日
岡山県総務部税務課

1. 業務名

地方税電子申告等に係る A S P サービス提供・運用業務

2. 調達の目的

地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）と岡山県（以下「本県」という。）に設置する審査システム、共通納税システム及び国税連携システム（以下「審査システム等」という。）の操作端末（以下「クライアント端末」という。）を接続するため、認定委託先事業者が提供する総合行政ネットワーク回線を利用した LGWAN-ASP 方式によるコンピュータサービスと、その導入・運用を支援するサービス（以下「サポートサービス」という。）を調達する。

3. 契約期間

本契約の期間は契約締結日から令和 11 年 12 月 31 日までとし、詳細な期間は次のとおりとする。

3.1. ASP サービス利用期間

令和 6 年 12 月 9 日から令和 11 年 12 月の機構が定める導入スケジュールにおける、認定委託先事業者変更時のサービス開始日の前日（以下「サービス利用終了日」という。）までとする。

3.1.1. サポートサービス期間

契約締結日からサービス利用終了日までとする。

4. 利用料の支払方法

入札書に記載された金額（月額）に消費税に相当する額を加算した金額について、次のとおり ASP サービス利用料として支払うものとする。

4.1. 支払期間

ASP サービス利用料は令和 6 年 12 月 9 日からサービス利用終了日までの間で発生するものとし、支払期間は令和 7 年 1 月分から令和 11 年 12 月分までの 60 ヶ月とする。

また、利用期間が一月に満たない場合は当該月の日数に応じて日割り計算とし、令和 6 年 12 月 9 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間の ASP サービス利用料は令和 7 年 1 月分と併せて支払うものとする。

4.2. 請求と支払期限

受注者は本県に対して令和7年1月1日から3月を経過するごとに、当該期間に対応する利用料に相当する額を請求でき、本県は請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

5. 基本要件

5.1. システム基本要件

- (1) 機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定委託先事業者として登録された事業者が提供するサービスであること。
- (2) 機構が制定した eLTAX に関する各種規約、要綱、その他の仕様等に掲げる要件を満たすものであること。なお、税制改正等によるサービスの追加や機構のサービス体系見直し等により各種規約、要綱、その他仕様等に変更があった場合にはこれに対応できること。
- (3) クライアント端末と審査システム及び国税データ受信サーバを接続する回線は、LGWAN 回線とし、機構により構築された eLTAX 及び国税連携ポータルサーバに接続し、動作すること。

5.2. サービスの要件

以下のサービスを本番環境及び試験環境で提供すること。

- (1) 審査サービス
- (2) 共通納税サービス
- (3) 国税連携サービス

なお、共通納税サービスは、本県の税務システムに対してサーバ間連携により納付情報ファイル等を提供できること。

5.3. ASP サービス提供時間

ASP サービスの提供時間は以下を満たすこと。なお、利用時間は、機構の運用予定スケジュールによって変更することもある。

- (1) 電子申告等 ASP サービス

本番環境	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
試験環境	午前 10 時から午後 5 時まで

※バッチ処理時間、土、日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

- (2) 国税連携 ASP サービス

本番環境	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
------	-----------------------

※土、日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

- (3) 共通納税 ASP サービス

本番環境	午前8時30分から午後9時まで
試験環境	午前10時から午後5時まで

※バッチ処理時間、土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

5.4. クライアント端末

本県が設置するクライアント端末の台数は以下のとおりとする。

端末種別	設置台数
審査システム端末……………	35台
国税連携システム端末 ……	26台

※審査システム端末には共通納税システム端末を含む。

6. 導入支援

受注者は、ASPサービスの提供及び運用に関し、以下に掲げる業務を行うこと。

ただし、具体的な実施内容については本県と協議の上、決定するものとする。

6.1. 導入業務

機構が定める「令和6年度導入等スケジュール」に従い、次の業務を行うこと。なお、本県に現行ASPサービスを提供している事業者が本業務を引き続き受注することとなった場合は、ASPサービスの提供に支障のない範囲においてこの作業を省略することができる。

(1) 作業スケジュールの作成

受注者は、本県と協議を行った上で、ASPサービスの利用開始に至るまでの作業実施計画書を作成し、提出すること。作業実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ①クライアント等の設定変更に関すること
- ②審査システム等の総合運転試験に関すること
- ③データ移行作業に関すること
- ④その他、本県が導入業務において必要と判断すること

(2) 受注者サーバの設定

受注者が設置するサーバ等において、本県が利用するASPサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行う。

(3) データ移行

機構が定める「リプレイス計画」や「データ移行マニュアル」等の仕様書及び機構の指示に従い、既存データの移行を行う。

(4) クライアント端末環境構築

本県が準備するクライアント端末に対し、必要なソフトウェアのインストール及び設定作業を行い、審査システム等のクライアント（以下「審査クライア

ント」という。)として動作させるための環境を構築するため、必要。なお、インストール及び設定の方法は、機構が定める各種手引書によるものとする。

6.2. 審査システム等動作試験

受注者は、機構が定める「地方税ポータルシステム総合試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本県と協力し、次の試験を実施する。

(1) 総合運転試験

納税者システム(PCdesk及びPCdesk Next)や国税庁から送信された申告書等のデータが、審査システム等を経由し、審査クライアントにより処理されるまでの動作の確認を行う。

(2) 税務システムへのデータ作成・取込試験

本県の税務システムに受け渡すデータが審査システム等から正常に作成されるかの確認を行う。

(3) その他

上記に掲げる試験のほか、審査システム等の利用にあたり必要とされる処理の動作試験を行う。

6.3. 問い合わせ受付

本県からの審査システム等の設定等における不明点や疑問点などの問い合わせを受け付け、適切な指示を行う。

6.4. 業務報告及び成果物の提出

受注者は、契約締結後速やかに、機構が定める導入スケジュールに基づき、本県又は機構と導入支援に関して協議又は調整を行い、本県に導入支援の実施計画書を提出するものとする。また、受注者は導入支援の各試験における事前打ち合わせ、試験結果の報告等を記載した業務報告書を成果物として、受注者が本県に直接提出または電子メール等の方法により提出するものとする。

6.5. その他

上記のほか、審査システム等の導入・運用において必要となる業務が発生した場合は、本県と協議の上、実施することとする。

7. サポートサービスに関する事項

7.1. 審査クライアントに係るソフトウェアのバージョンアップ

機構から提供される審査クライアントに係るソフトウェア(以下「ソフトウェア等」という。)のバージョンアップ作業については、本県が実施する。なお、バージョンアップ作業において必要があるときは、受注者は本県の求めにより、手順及び方法等について指導・助言を行うものとする。

7.2. 障害対応

受注者が設置する審査サーバ等の障害により、A S Pサービスの利用を一時中断せざるを得なくなった場合、受注者は、速やかに本県に通知するとともに、障害の復旧に努めるものとする。

また、受注者は、A S Pサービス用設備等に接続する受注者が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとする。

7.3. その他の障害対応

上記のほか、A S Pサービスの利用について不具合が発生したときは、本県及び受注者との協議に基づき、必要な措置をとるものとする。

7.4. 問い合わせ対応

受注者は、本県からe L T A Xについて問い合わせがあった場合、問い合わせを受け付け、回答する。また、本県に対し必要な支援を行う。

なお、受付対応時間は、平日の午前9時から午後6時まで（土・日・祝祭日、年末年始12月29日から1月3日を除く）を最低限の対応時間とする。

7.5. データ抽出・移行等

本契約終了後において、受注者以外の者が業務を受注することとなった場合には、認定委託先事業者の認定等に関する要綱の規定により、受注者の責任と負担においてデータ移行等を行うこと。なお、ここで行う受注者の作業は、機構が指定する方法及び様式によるものとする。

8. 注意事項

8.1. 運用、契約

受注者は、機構が制定したeLTAXに関連する各種規約、要綱等を遵守すること。

8.2. 契約の変更

令和8年9月に予定されているeLTAXのシステム更改の中で、一部の審査システムを利用したデータ連携を廃止し、地方税外部連携システムを通じて地方団体がデータを取得する方式の導入や審査システム及び団体ポータルシステム等で提供されている機能の一部について、「共通納税インターフェースシステム」への一本化を図ること等が検討されている。これらの見直しに伴い審査サービス、共通納税サービス及び国税連携サービス等の利用料に変更が生じる場合は変更契約に応じること。

8.3. 個人情報及び特定個人情報の取扱い

個人情報（個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ）及び特定個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱うに当たって、「サービス利用契約書」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8.4. 秘密の保持

受注者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

8.5. 再委託の禁止または制限

受注者は、この契約について、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

8.6. 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本県が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。

8.7. データの複写および複製の禁止

受注者は、本業務の履行にあたり、本県に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

8.8. 事故発生時における報告業務

受注者は、成果物の納入前に事故が発生した時は、その事故発生理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本県に報告し、応急措置を加えた後、書面により本県に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。

8.9. データの保管及び廃棄

8.9.1. 保管

受注者は、成果物や業務報告等が記録された媒体等については、必ず保管庫内に格納するとともに、施錠する等の安全な方法により保管しなければならない。

8.9.2. 廃棄

受注者は、記憶媒体等に記録された本業務に関する事項について、本県の検査終了後速やかに判読不能にし、全てを廃棄しなければならない。ただし、本県から特別の指示があった時は、本県の指示に従うこと。

8.9.3. 検査及び報告

本県は、受注者に対し成果物や業務報告等が記録された媒体等の保護管理に関する状況について、立ち入り検査及び報告を求めることができる。

以上